

目 次

| | ページ |
|---|-----|
| 条 例 | |
| 5 新潟県交通災害共済条例の一部を改正する条例 | 2 |
| 規 則 | |
| 10 新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 施行規則の一部を改正する規則 | 4 |
| 11 新潟県市町村総合事務組合消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部 を改正する規則 | 5 |
| 12 新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で 定める金額を定める規則の一部を改正する規則 | 6 |
| 告 示 | |
| 8 新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償に係る補償基礎 額の最低限度額及び最高限度額の一部改正 | 8 |
| 9 新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の介護補償の支給額の一部改正 | 9 |
| 10 新潟県自治会館附属駐車場使用料徴収業務委託 | 11 |
| 公 告 | |
| 新潟県市町村総合事務組合議会議員の退任について | 12 |
| 新潟県市町村総合事務組合会計管理者の就退任について | 13 |
| 新潟県市町村総合事務組合教育委員会委員の就退任について | 14 |
| 新潟県市町村総合事務組合公平委員会委員の就退任について | 15 |

新潟県交通災害共済条例の一部を改正する条例を次のとおり公布する。

令和6年4月1日

新潟県市町村総合事務組合管理者 二階堂 馨

新潟県市町村総合事務組合条例第5号

新潟県交通災害共済条例の一部を改正する条例

新潟県交通災害共済条例（平成16年条例第31号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 交通災害 次に掲げる交通事故による災害で、日本国内において発生したものをいう。</p> <p>ア 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第1号に規定する道路における同項第8号に規定する車両、同項第11号の4に規定する身体障害者用の車及び同項第13号に規定する路面電車（以下「自動車等」という。）の交通に伴う衝突、転落、接触等による人身事故</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(共済見舞金の不支給及び支給制限)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前3項の規定は、身体障害者用の車による交通災害の場合は、適用しない。</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 交通災害 次に掲げる交通事故による災害で、日本国内において発生したものをいう。</p> <p>ア 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第1号に規定する道路における同項第8号に規定する車両、同項第11号の3に規定する身体障害者用の車いす及び同項第13号に規定する路面電車（以下「自動車等」という。）の交通に伴う衝突、転落、接触等による人身事故</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(共済見舞金の不支給及び支給制限)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前3項の規定は、身体障害者用車いすによる交通災害の場合は、適用しない。</p> |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の新潟県交通災害共済条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

次に掲げる規則を別紙の原本のとおり公布する。

令和6年4月1日

新潟県市町村総合事務組合管理者 二階堂 馨

- (1) 新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
(新潟県市町村総合事務組合規則第10号)
- (2) 新潟県市町村総合事務組合消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則
(新潟県市町村総合事務組合規則第11号)
- (3) 新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則
(新潟県市町村総合事務組合規則第12号)

新潟県市町村総合事務組合規則第 10 号

新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
施行規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行
規則（平成 16 年規則第 20 号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>（休業補償を行わない場合）</p> <p>第 6 条の 2 条例第 8 条ただし書の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 少年法第 24 条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第 64 条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合又は同法第 66 条の規定による決定により少年院に収容されている場合</p> | <p>（休業補償を行わない場合）</p> <p>第 6 条の 2 条例第 8 条ただし書の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 少年法第 24 条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第 64 条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、同法第 66 条の規定による決定により少年院に収容されている場合又は<u>売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）第 17 条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合</u></p> |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合規則第 11 号

新潟県市町村総合事務組合消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則(平成 19 年規則第 3 号)の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(損害補償のうち休業補償を行わない場合)</p> <p>第 1 条 新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例(平成 16 年条例第 26 号。以下「条例」という。)第 8 条ただし書の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 少年法第 24 条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第 64 条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合又は同法第 66 条の規定による決定により少年院に収容されている場合</p> | <p>(損害補償のうち休業補償を行わない場合)</p> <p>第 1 条 新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例(平成 16 年条例第 26 号。以下「条例」という。)第 8 条ただし書の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 少年法第 24 条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第 64 条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、同法第 66 条の規定による決定により少年院に収容されている場合又は<u>売春防止法(昭和 31 年法律第 118 号)第 17 条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合</u></p> |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合規則第 12 号

新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則（平成 19 年規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|-------------|---|---|-------------|---|---|
| 介護を要する状態の区分 | 介護を受けた日の区分 | 金額 | 介護を要する状態の区分 | 介護を受けた日の区分 | 金額 |
| 常時介護を要する状態 | (1) 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。） | その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>177,950 円</u> を超えるときは、 <u>177,950 円</u> ） | 常時介護を要する状態 | (1) 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。） | その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>172,550 円</u> を超えるときは、 <u>172,550 円</u> ） |
| | (2) 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>81,290 円</u> 以下であるときに限る。） | 月額 <u>81,290 円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額） | | (2) 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>77,890 円</u> 以下であるときに限る。） | 月額 <u>77,890 円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額） |
| 随時介護を要する状態 | (1) 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。） | その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>88,980 円</u> を超えるときは、 <u>88,980 円</u> ） | 随時介護を要する状態 | (1) 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。） | その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>86,280 円</u> を超えるときは、 <u>86,280 円</u> ） |
| | (2) 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>40,600 円</u> 以下であるときに限る。） | 月額 <u>40,600 円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額） | | (2) 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>38,900 円</u> 以下であるときに限る。） | 月額 <u>38,900 円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額） |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の規定は、令和6年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

新潟県市町村総合事務組合告示第8号

新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額（平成16年告示第16号）の一部を次のように改正する。

令和6年4月1日

新潟県市町村総合事務組合管理者 二階堂 馨

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|------------|---------------|----------------|------------|--------|---------|
| 年齢階層 | 最低限度額 | 最高限度額 | 年齢階層 | 最低限度額 | 最高限度額 |
| 20歳未満 | <u>5,263円</u> | <u>13,442円</u> | 20歳未満 | 5,166円 | 13,207円 |
| 20歳以上25歳未満 | <u>5,872円</u> | <u>13,442円</u> | 20歳以上25歳未満 | 5,691円 | 13,207円 |
| 25歳以上30歳未満 | <u>6,380円</u> | <u>14,842円</u> | 25歳以上30歳未満 | 6,194円 | 14,410円 |
| 30歳以上35歳未満 | <u>6,712円</u> | <u>17,619円</u> | 30歳以上35歳未満 | 6,574円 | 17,067円 |
| 35歳以上40歳未満 | <u>7,078円</u> | <u>20,649円</u> | 35歳以上40歳未満 | 6,782円 | 19,457円 |
| 40歳以上45歳未満 | <u>7,266円</u> | <u>21,971円</u> | 40歳以上45歳未満 | 7,139円 | 21,258円 |
| 45歳以上50歳未満 | <u>7,433円</u> | <u>22,886円</u> | 45歳以上50歳未満 | 7,212円 | 22,444円 |
| 50歳以上55歳未満 | <u>7,290円</u> | <u>24,916円</u> | 50歳以上55歳未満 | 7,109円 | 24,625円 |
| 55歳以上60歳未満 | <u>6,975円</u> | <u>25,385円</u> | 55歳以上60歳未満 | 6,698円 | 24,863円 |
| 60歳以上65歳未満 | <u>5,860円</u> | <u>21,314円</u> | 60歳以上65歳未満 | 5,651円 | 21,245円 |
| 65歳以上70歳未満 | <u>4,060円</u> | <u>16,075円</u> | 65歳以上70歳未満 | 3,980円 | 15,827円 |
| 70歳以上 | <u>4,060円</u> | <u>13,442円</u> | 70歳以上 | 3,980円 | 13,207円 |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この告示は、公布の日から施行する。
- この告示による改正後の規定は、令和6年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

新潟県市町村総合事務組合告示第9号

新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の介護補償の支給額（平成16年告示第17号）の一部を次のように改正する。

令和6年4月1日

新潟県市町村総合事務組合管理者 二階堂 馨

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|-------------|--|---|-------------|--|---|
| 介護を要する状態の区分 | 介護を受けた日の区分 | 金額 | 介護を要する状態の区分 | 介護を受けた日の区分 | 金額 |
| 常時介護を要する状態 | 1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。） | その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>177,950円</u> を超えるときは、 <u>177,950円</u> ） | 常時介護を要する状態 | 1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。） | その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>172,550円</u> を超えるときは、 <u>172,550円</u> ） |
| | 2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>81,290円</u> 以下であるときに限る。） | 月額 <u>81,290円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額） | | 2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>77,890円</u> 以下であるときに限る。） | 月額 <u>77,890円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額） |
| 随時介護を要する状態 | 1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。） | その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>88,980円</u> を超えるときは、 <u>88,980円</u> ） | 随時介護を要する状態 | 1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。） | その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>86,280円</u> を超えるときは、 <u>86,280円</u> ） |
| | 2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>40,600円</u> 以下であるときに限る。） | 月額 <u>40,600円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額） | | 2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>38,900円</u> 以下であるときに限る。） | 月額 <u>38,900円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額） |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、令和6年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

新潟県市町村総合事務組合告示第 10 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり業務委託契約に係る指定公金事務取扱者を指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 二階堂 馨

- 1 委託名
新潟県自治会館附属駐車場使用料徴収業務委託
- 2 指定公金事務取扱者
(1)名称 株式会社 新潟ビルサービス
(2)所在地 新潟県新潟市中央区上大川前通 9 番町 1268 番地 2
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入
新潟県自治会館附属駐車場使用料
- 4 指定をした日
令和 6 年 3 月 11 日
- 5 委託をした日
令和 6 年 3 月 11 日
- 6 委託期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

新潟県市町村総合事務組合議会議員の退任について（公告）

新潟県市町村総合事務組合議会議員の退任があったので、次のとおり公告する。

令和6年4月1日

新潟県市町村総合事務組合管理者 二階堂 馨

組合議会議員

退任 皆川 英二（新潟市議会議長） 令和6年3月31日

新潟県市町村総合事務組合会計管理者の就退任について（公告）

新潟県市町村総合事務組合会計管理者の就退任があったので、次のとおり公告する。

令和6年4月1日

新潟県市町村総合事務組合管理者 二階堂 馨

退任 工藤 昭夫 令和6年3月31日

就任 田窪 順一 令和6年4月1日

新潟県市町村総合事務組合教育委員会委員の就退任について（公告）

新潟県市町村総合事務組合教育委員会委員の就退任があったので、次のとおり公告する。

令和6年4月1日

新潟県市町村総合事務組合管理者 二階堂 馨

退任 吉沢浩志 令和6年3月31日

就任 内山政二 令和6年4月1日

新潟県市町村総合事務組合公平委員会委員の就退任について（公告）

新潟県市町村総合事務組合公平委員会委員の就退任があったので、次のとおり公告する。

令和6年4月1日

新潟県市町村総合事務組合管理者 二階堂 馨

| | | | |
|----|---|---|-----------|
| 退任 | 東 | 寛 | 令和6年3月31日 |
| 就任 | 東 | 寛 | 令和6年4月1日 |